

海南市内企業就職促進奨学金返還助成制度参画企業募集要項

海南市では、本市の産業を支える人材の確保と、市内への就業促進と定住人口の増加を図るため、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を借り受けている学生等が卒業後に、市内に主たる事業所を有する企業に就職し、3年間定着した場合、企業と本市が連携して奨学金の返還を支援する「海南市内企業就職促進奨学金返還助成制度」を創設しました。

つきましては、本制度の趣旨に賛同し、参画頂ける企業を募集いたします。

1 対象企業

次の(1)(2)のいずれにも該当する企業を対象とします。

(1) 次のア及びイを満たすもの。

ア 海南市内（以下「市内」という。）に主たる事業所を有する企業。

イ 本助成金の交付が受けられると見込まれる者を市内の事業所等で期限の定めのない、企業の就業規則で定められた所定の労働時間の上限（フルタイム）まで労働する雇用形態で勤務させることを条件に採用すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

①海南市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有している。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託している。

③法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない。

④労働関係法規等の法令に違反している。

⑤その他、本制度の信頼を損なうおそれがある。

2 参画の要件

本制度に参画するための要件は次のとおりです。

(1) 参画企業は、交付対象者を期限の定めのない雇用形態により3年間継続して雇用したときに、助成金の30%に相当する額を海南市に支出すること。

(2) 参画企業は、本制度を適用して採用する人数を設定し、交付対象者を採用する場合、採用予定人数枠に達するまでは、必ず本制度を適用すること。

- (3) 参画企業は、採用予定人数枠を超えて交付対象者を採用することができない。但し、本制度を適用せずに採用する場合は、必ず本人の同意を得ること。
- (4) 参画企業は、インターンシップや企業説明会等を実施し、交付対象者が企業研究を行う機会を設けるよう努めること。
- (5) 参画企業は、交付対象者が就職後に市に提出する書類の発行に協力をする事。
- (6) 参画企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めること。

3 助成対象となる学生等

独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金等を借り受けている大学生、短大生、大学院生（修士課程）、専門学校生又は高等専門学校の4年、5年次生。

4 助成の要件

大学等を卒業後、海南市内に居住し、参画企業に一定期間（3年間）定着すること。

5 助成金額

交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、100万円を上限とします。

※採用した人材が定着（3年勤務）した際に、助成金額の30%を参画企業から市に対し支出していただくこととなります。

6 参画の申し込み

本制度の趣旨に賛同していただける企業は、海南市内企業就職促進奨学金返還助成制度に係る助成制度参画申込書及び企業概要が分かる書類を下記申込先までご提出ください。

7 申込・問い合わせ先

海南市役所産業振興課

〒642-8501 海南市南赤坂11番地

[TEL:073-483-8460](tel:073-483-8460) / [FAX:073-483-8466](tel:073-483-8466)

E-mail:sangyosinko@city.kainan.lg.jp